

令和5年2月24日
自動車局保障制度参事官室

「被害者保護増進等事業に関する検討会」を開催します。
～来年度からの「被害者保護増進等計画」の作成に向け、関係者のご意見を伺います～

改正自賠法に基づき「被害者保護増進等計画」を策定するにあたり、自動車ユーザー団体、事故被害者等団体、学識者の皆様からご意見を伺うとともに、来年度の改正自賠法施行以降、被害者保護増進等事業の効果検証等をするため、新たに「被害者保護増進等事業に関する検討会」を設置します。

令和5年4月から施行される改正自賠法により、事故被害者支援・事故防止対策は被害者保護増進等事業として行われることとなりました。これに伴い、被害者保護増進等事業の実施に関する事項を定めた「被害者保護増進等計画」の作成を行う必要があります。

計画策定にあたり関係団体の意見を伺うとともに、被害者保護増進等事業について客観的な効果検証等を行うため、新たに「被害者保護増進等事業に関する検討会」を立ち上げます。今回は「被害者保護増進等計画」の作成に向け、自動車ユーザー団体、事故被害者等団体、学識者の皆様から計画の素案についてご意見を伺います。

1. 本検討会について

- (1) 日時 令和5年3月1日（水）16：00～18：00（予定）
- (2) 形式 WEB会議
- (3) 議題 検討会の設置について、被害者保護増進等計画（素案）について

2. 委員について 別紙のとおり

3. その他

- ・ 報道関係者に限りWEB上での視聴が可能です。視聴を希望される報道関係者の方は、2月28日（火）17：00までに件名を「検討会取材申込」とし、氏名（ふりがな）、所属、連絡先（メールアドレス、電話番号）、を明記した電子メールを下記メールアドレスまで送付してください。期日までにご連絡いただいた方に、WEB会議のURLを送付致します。
 - ※ 取材申込先メールアドレス：hqt-kentokai@gxb.mlit.go.jp
- ・ 資料及び議事要旨は、後日、以下のリンク先（国土交通省ホームページ）に掲載いたします。
 - ※ 資料等の掲載場所：https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki_higaisahogo.html

【連絡先】自動車局保障制度参事官室
田崎、横山、秋山（内線 41413）
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8577